

後期高齢者医療保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定されます。平成22年度は改定の年になり、保険料率が変わります。所得に応じた軽減措置は、これまでと同じ割合で継続されます。改定後の率に基づく保険料額は、7月中旬ころに通知する予定です。

2年ごとに改定される保険料率は「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。秋田県内の市町村では、同広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆さんに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費増加等の要因により、保険料も引き上げられることになりました。算定の経緯等は同広域連合ホームページを参照してください。疑問や質問等は同広域連合へ問い合わせください。

▼後期高齢者医療保険料は・・・ (所得×所得割率)

$$\text{保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

均等割額 → 県内の加入者全員が等しく納める
 所得割額 → 加入者の所得に応じて納める

◆保険料率等に関する問い合わせは：
 秋田県後期高齢者医療広域連合業務課
 ☎ 018・853・7155
 同総務課
 ☎ 018・838・0610
<http://www.akita-kouki.jp/>
 ◆にかほ市の窓口は：
 市民課国保年金班
 金浦市民SC ☎ 32・303
 サビセンター ☎ 38・430
 象潟市民SC ☎ 43・750

▼保険料率の変更

	平成21年度まで	平成22年度から
均等割額	38,426円	38,925円
所得割率	7.12%	7.18%



▼所得割額の軽減措置

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	軽減割合
58万円以下 ※年金収入のみの場合は、年金収入153万円～211万円以下	5割

▼均等割額の軽減措置

世帯主および被保険者の総所得金額等が下の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 平成21年度まで	均等割額 平成22年度から
基礎控除額（330,000円）	8.5割	5,700円	5,800円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他の所得がない場合	9割	3,800円	3,800円
基礎控除額（330,000円）+245,000円×被保険者数（世帯主である被保険者を除く）	5割	19,200円	19,400円
基礎控除額（330,000円）+350,000円×被保険者数	2割	30,700円	31,100円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,800円

特定健診受診方法の変更

- 国保加入の40歳以上の方へ
- 後期高齢者医療に加入の方へ



特定健康診査の受診券を4月下旬に送付します。（生活機能評価対象者には送付済みです）
 受診券が届いたら7月31日までの期間に、個別健診（市内の医療機関で受診）、または下記日程の集団健診を都合に合わせて選択し、受診してください。
 特定健診は無料で受診できます。
 ※個別健診は、5月17日以降受診の際、持参するもの
 ・特定健診の受診券
 ・質問票（受診前に記入）
 ・保険証

個別健診医療機関

仁賀保地区
 加藤医院、すずらん診療所、院内診療所、小出診療所
 象潟地区
 池田医院、伊藤胃腸科内科医院、木村医院、象潟病院、象潟駅前皮膚科、金病院、さいとうクリニック

※個別健診は予約が必要です。
 問合せ先 市民課 ☎ 32・3032

集団健診の日程

実施日	受付時間	対象地区	会場
金浦地域	5月10日(月)	1町内、3町内 2町内、赤石	金浦保健センター
	5月12日(水)	4町内、赤石 6町内、前川	
	5月13日(木)	5町内、7町内 8町内、飛、黒川	エニワン
象潟地域	6月2日(水)	上郷地区全域	上郷生活改善センター
	6月3日(木)	関、立石1区、中ノ沢、砂山、洗釜、大砂川、川袋 大須郷、小砂川1区・2区、観音森	都市農村交流センター
	6月4日(金)	下浜山、大塩越、島、中橋町、小浜、唐ヶ崎、大町、横町、妙見町、上・下浜の町、浜畑、臨海、荒古屋 駅前、新町、冠石、上・下荒屋、栄町、潟見町1区・2区	象潟保健センター
	6月7日(月)	武道島1区・2区、大谷地、28区～34区、上狐森 鳥の海1区・2区、鳥屋森、立石2区、はまなす、松ヶ丘、桜ヶ丘	
仁賀保地域	6月15日(火)	伊勢居地、中野、三日市、立居地、百目木 畑、桂坂、東畑、水沢、堺、樋ノ口、寺田	小出老人憩いの家けやき
	6月16日(水)	釜ヶ台、冬師、下坂、上坂、院内、小国、上小国、馬場 石田、田爪、杉山、横根、さくら・ひまわり団地	院内会館
	6月17日(木)	芹田、三森、鈴1～9 鈴10～18、長磯、坂ノ下、上町、松田、清水、住吉町、坪貝、田角森、鳥ノ子湖、堺田、駅前、旭町、中町	スマイル
	6月18日(金)	新地、向山、大正町、千代吉町、はまなす、ハイツ、両前寺、室沢1～9 室沢10～24、琴浦	

※受診人数が多い場合、人数制限することがあります。

生活機能評価検査は受診しましたか？

～介護予防のための健診～

2月に実施した基本チェックリストの結果から、検査対象となる方に「生活機能評価受診券」を送付しています。

生活機能評価検査を受けることにより、心身の機能の衰えを早期に発見し、介護予防事業などで、機能の維持・向上に取り組むことができます。

検査を実施する医療機関（広報4月1日号に掲載）に予約のうえ、特定健診と同時に、早め受診しましょう。



【お詫びと訂正】

対象者の皆さんに送付した、生活機能評価（検査）受診券に記載している問い合わせ先「☎32・2045」は誤りで、正しくは「☎32・3045」でした。お詫びして訂正いたします。

問合せ先 地域包括支援センター ☎ 32・3045